

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業	荒浜中野地区	亶理町

図面記号										
1-A地区										
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住所						
	譲受人	別紙1記載のとおり								
	譲渡人									
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分		
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法	
	別紙2記載のとおり									
計	19,098.00㎡ (田 19,098.00㎡、畑 - ㎡)									
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他					
	所有権	移転	平成25年2月	許可の日から永年	売買					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>①土砂の流出その他の被害防除 土砂の流出防止措置としては、法面を安定勾配とする。法面を設けられない部分は擁壁を配置する。雨水については、道路側溝により集水し後放流する。汚水排水は下水道の整備を行うため農業用排水路への放流は行わない。</p> <p>②農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については、機能維持を図ることで亶理土地改良区及び町農林水産課と協議済みである。</p>									

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現況		農振法	都市計画法
巨理郡巨理町荒浜字中野	148番	田	田	2,596.00	農振農用地区域内	非線引き都市計画区域の 用途地域外
〃	148番1	田	田	62.00	〃	〃
〃	150番	田	田	1,692.00	〃	〃
〃	151番2	田	田	1,816.00	〃	〃
〃	174番2	田	田	2,086.00	〃	〃
〃	175番	田	田	2,235.00	〃	〃
〃	177番	田	田	1,210.00	〃	〃
〃	177番1	田	田	30.00	〃	〃
〃	178番	田	田	632.00	〃	〃
〃	178番1	田	田	16.00	〃	〃
〃	(B) 179番2	田	田	1,854.00	〃	〃
〃	179番1	田	田	54.00	〃	〃
〃	(B) 180番2	田	田	1,802.00	〃	〃
〃	180番1	田	田	56.00	〃	〃
〃	(B) 181番5	田	田	1,860.00	〃	〃
〃	(B) 182番4	田	田	1,097.00	〃	〃
計 16 筆		19,098.00㎡ (田 19,098.00㎡、畑 - ㎡)				

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業	吉田舟入北地区	亶理町

図面記号									
1-C地区									
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住 所					
	譲受人	別紙1記載のとおり							
	譲渡人								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙2記載のとおり								
計	16,305.00㎡ (田 6,914.00㎡、畑 9,391.00㎡)								
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	平成25年2月	許可の日から永年	売買				
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>①土砂の流出その他の被害防除 土砂の流出防止措置としては、法面を安定勾配とする。法面を設けられない部分は擁壁を配置する。雨水については、道路側溝により集水し後放流する。汚水排水は下水道の整備を行うため農業用排水路への放流は行わない。</p> <p>②農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については、機能維持を図ることで亶理土地改良区及び町農林水産課と協議済みである。</p>								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現況		農振法	都市計画法
巨理郡巨理町吉田字舟入北	72番1	田	田	3,530.00	農振農用地区域内	非線引き都市計画区域の用途地域外
〃	74番3	畑	畑	1,993.00	農振農用地区域外	〃
〃	73番1	田	田	1,004.00	農振農用地区域内	〃
〃	74番1	畑	畑	1,102.00	農振農用地区域外	〃
〃	73番2	田	田	2,380.00	農振農用地区域内	〃
〃	74番2	畑	畑	1,203.00	農振農用地区域外	〃
〃	75番1	畑	畑	2,413.00	〃	〃
〃	75番4	田	畑	1,612.00	〃	〃
〃	75番3	畑	畑	1,068.00	〃	〃
計 9 筆				16,305.00㎡	(田 6,914.00㎡、畑 9,391.00㎡)	

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業	吉田南河原地区	巨理町

図面記号									
1-D地区									
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人	別紙1記載のとおり							
	譲渡人								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙2記載のとおり								
	計 14,895.00㎡ (田 11,809.00㎡、畑 3,086.00㎡)								
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	平成25年2月	許可の日から永年	売買				
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>①土砂の流出その他の被害防除 土砂の流出防止措置としては、法面を安定勾配とする。法面を設けられない部分は擁壁を配置する。雨水については、道路側溝により集水し後放流する。汚水排水は下水道の整備を行うため農業用排水路への放流は行わない。</p> <p>②農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については、機能維持を図ることで町農林水産課と協議済みである。</p>								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現況		農振法	都市計画法
巨理郡巨理町長瀬字南河原	1番1	田	田	1,892.00	農振農用地区域内	非線引き都市計画区域の用途地域外
〃	5番1	田	田	1,615.00	農振農用地区域外	〃
〃	11番	田	田	143.00	農振農用地区域内	〃
〃	12番2	畑	畑	107.00	〃	〃
〃	9番1	田	田	2,087.00	〃	〃
〃	40番2	田	田	1,096.00	〃	〃
〃	40番4	田	田	939.00	〃	〃
〃	10番1	畑	畑	506.00	〃	〃
〃	10番2	畑	畑	176.00	〃	〃
〃	10番3	畑	畑	1,153.00	〃	〃
〃	10番4	畑	畑	985.00	〃	〃
〃	10番5	畑	畑	159.00	〃	〃
〃	39番1	田	田	1,324.00	〃	〃
〃	39番2	田	田	1,600.00	〃	〃
〃	40番1	田	田	1,113.00	〃	〃
計 15 筆		14,895.00㎡		(田 11,809.00㎡、畑 3,086.00㎡)		

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業	吉田大谷地・上塚地区 (上塚)	亶理町

図面記号										
1-F地区										
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住所						
	譲受人	別紙1記載のとおり								
	譲渡人									
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分		
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法	
	別紙2記載のとおり									
計	2,184.00㎡ (田 2,184.00㎡、畑 - ㎡)									
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他					
	所有権	移転	平成25年2月	許可の日から永年	売買					
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>①土砂の流出その他の被害防除 土砂の流出防止措置としては、法面を安定勾配とする。法面を設けられない部分は擁壁を配置する。雨水については、道路側溝により集水し後放流する。汚水排水は下水道の整備を行うため農業用排水路への放流は行わない。</p> <p>②農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については、機能維持を図ることで亶理土地改良区及び町農林水産課と協議済みである。</p>									

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現況		農振法	都市計画法
巨理郡巨理町吉田字上塚	(B) 67番3	田	田	712.00	農振農用地区域外	非線引き都市計画区域の 用途地域外
〃	68番1	田	田	1,472.00	〃	〃
計 2 筆		2,184.00㎡		(田 2,184.00㎡、畑 - ㎡)		

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	災害公営住宅整備事業	吉田地区	亶理町

図面記号									
3-1地区									
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人	別紙1記載のとおり							
	譲渡人								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙2記載のとおり								
計	4,886.00㎡ (田 4,279.00㎡、畑 607.00㎡)								
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	平成25年2月	許可の日から永年	売買				
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>①土砂の流出その他の被害防除 土砂の流出防止措置としては、法面を安定勾配とする。法面を設けられない部分は擁壁を配置する。雨水については、道路側溝により集水し後放流する。汚水排水は下水道の整備を行うため農業用排水路への放流は行わない。</p> <p>②農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については、機能維持を図ることで亶理土地改良区及び町農林水産課と協議済みである。</p>								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現況		農振法	都市計画法
巨理郡巨理町吉田字大谷地	78番	田	田	923.00	農振農用地区域外	非線引き都市計画区域の 用途地域外
〃	80番21	田	田	732.00	〃	〃
巨理郡巨理町吉田字堰下	79番1	田	田	2,329.00	〃	〃
〃	80番1	畑	畑	153.00	〃	〃
〃	80番5	田	田	295.00	〃	〃
巨理郡巨理町吉田字大谷地	80番20	畑	畑	24.00	〃	〃
〃	80番2	畑	畑	430.00	〃	〃
計 10 筆		4,886.00㎡ (田 4,279.00㎡、畑 607.00㎡)				

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	災害公営住宅整備事業	荒浜地区	亶理町

図面記号									
3-K地区									
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住 所					
	譲受人	別紙1記載のとおり							
	譲渡人								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙2記載のとおり								
計	5,470.00㎡ (田 5,470.00㎡、畑 - ㎡)								
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	平成25年2月	許可の日から永年	売買				
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>①土砂の流出その他の被害防除 土砂の流出防止措置としては、法面を安定勾配とする。法面を設けられない部分は擁壁を配置する。雨水については、道路側溝により集水し後放流する。汚水排水は下水道の整備を行うため農業用排水路への放流は行わない。</p> <p>②農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については、機能維持を図ることで亶理土地改良区及び町農林水産課と協議済みである。</p>								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現況		農振法	都市計画法
巨理郡巨理町荒浜字中野	147番	田	田	1,485.00	農振農用地区域外	非線引き都市計画区域の 用途地域外
〃	147番1	田	田	35.00	〃	〃
〃	145番	田	田	2,664.00	農振農用地区域内	〃
〃	145番1	田	田	64.00	〃	〃
〃	146番	田	田	1,222.00	〃	〃
計 5 筆		5,470.00㎡ (田 5,470.00㎡、畑 - ㎡)				

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	災害公営住宅整備事業	吉田地区その2	亶理町

図面記号									
3-L地区									
1 当事者の住所等 (※1)	当事者の別	氏名	捺印	住所					
	譲受人	別紙1記載のとおり							
	譲渡人								
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)		土地利用区分	
			登記簿	現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
	別紙2記載のとおり								
		計	2,930.00㎡ (田 2,930.00㎡、畑 - ㎡)						
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別	権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他				
	所有権	移転	平成25年2月	許可の日から永年	売買				
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	<p>①土砂の流出その他の被害防除 土砂の流出防止措置としては、法面を安定勾配とする。法面を設けられない部分は擁壁を配置する。雨水については、道路側溝により集水し後放流する。汚水排水は下水道の整備を行うため農業用排水路への放流は行わない。</p> <p>②農道及び農業用排水路の機能確保 開発地内に存する農道及び農業用排水路については、機能維持を図ることで亶理土地改良区及び町農林水産課と協議済みである。</p>								

記載上の注意事項

- 1 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 2 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 3 「当事者の住所等」の欄は、法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 4 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。

(別紙2) 2の欄 土地の所在等

所 在	地番	地 目		面 積 (㎡)	土地利用区分	
		登記簿	現況		農振法	都市計画法
巨理郡巨理町吉田字大谷地	80番7	田	田	57.00	農振農用地区域外	非線引き都市計画区域の用途地域外
〃	(B) 80番28	田	田	1,099.00	〃	〃
巨理郡巨理町吉田字流	(B) 2番4	田	田	724.00	〃	〃
〃	(B) 2番5	田	田	1,050.00	〃	〃
計 4 筆		2,930.00㎡ (田 2,930.00㎡、畑 - ㎡)				